

令和8年度教育委員会事務局組織機構改正の概要について

1. 目的・概要

教育委員会事務局では、大きく変化する教育環境を的確に捉え、中長期的視点から戦略的に教育行政を推進していく必要があること、また、各課事業の重複を極力排除し、効率的な執行体制を確保していくことで所掌・責任の明確化を図ること等を目的に、教育委員会事務局全体の組織を見直し、ポストの統合・新設等の再編を行いました。

2. 組織改正の主な項目

(1) 教育相談機能の一本化（不登校、特別支援教育及び就学相談の一体的支援）

・特別支援教育課	→（名称変更）→	・多様な学び支援課
・済美教育センター 教育相談担当課長	→（廃止・新設）→	・学びとつながり担当課長

(2) 地域と学校との協働の強化

・生涯学習推進課	→（名称変更）→	・地域の学び推進課
・学校支援課	→（廃止・新設）→	・地域・学校協働担当課長

(3) 教育施策の企画・立案機能の強化

「庶務課」の名称を「教育総務課」に変更し、法規担当係長及び計画担当係長を廃止して、教育企画担当係長（グループ制）を新設（計画、法規、いじめ問題対策、新しい学校づくり等）

(4) 業務内容の関連による効率的な執行体制の構築

- ① 人事及び給与業務の連携による効率化のため、庶務課教職員係を教育人事・指導課へ移管し、教職員厚生係を新設
- ② 学校運営管理の集約化より、効率化を図るため、庶務課経理係及び教職員係の校門警備・用務業務を学校整備課に移管し、名称を「学校運営課」として新設

(5) 担当部長の名称及び担当事務の変更

- ① 学校整備・支援担当部長 → 学校運営担当部長
「学校整備課」の課名変更に伴い、名称を「学校運営担当部長」に、担当事務を「学校運営課」及び「学務課」に変更
- ② 生涯学習担当部長 → 共創教育担当部長
「みんなが共に教育を創る」という杉並区教育ビジョン2022の理念の踏まえ、名称を「共創教育担当部長」に、担当事務を「地域の学び推進課」及び「杉並区立中央図書館」に変更

(6) 担当課長の新設

- ① 学校問題支援担当課長：教育人事・指導課の学校問題対応を担当
- ② 学びとつながり担当課長：多様な学び支援課の不登校対策、学びの多様化学校等を担当
- ③ 地域・学校協働担当課長：地域の学び推進課の学校支援、家庭・地域教育等を担当

(7) 各課の改正の概要、各係の主な事務 別紙のとおり

【参考・組織改正イメージ図】 ※分かりやすくするため、正式な行政順ではありません

令和7年4月～	令和8年4月～
教育委員会事務局次長 ●庶務課 ◆経理係 (⇒学校運営課経理係へ) ◆教職員係 (⇒教育人事・指導課教職員厚生係へ) ○学校 ICT 担当課長	教育委員会事務局次長 ●教育総務課 (⇒名称変更) ○学校 ICT 担当課長
●教育人事・指導課 ○統括指導主事	●教育人事・指導課 ◆教職員厚生係 (⇒庶務課教職員係より) ○学校問題支援担当課長 (⇒担当課長化、名称変更)
●学務課 (⇒学校運営担当部へ) ●特別支援教育課	●多様な学び支援課 (統合・名称変更) ○学びとつながり担当課長 (⇒済美教育センター教育相談担当課長より)
●済美教育センター ○統括指導主事 ○統括指導主事 ○教育相談担当課長 (⇒学びとつながり担当課へ)	●済美教育センター ○統括指導主事 ○統括指導主事 (⇒就学前教育支援センター所長兼務)
●就学前教育支援センター所長 (特別支援教育課長兼務)	●就学前教育支援センター所長
学校整備・支援担当部長 ●学校整備課 ○学校整備担当課長 (政策経営部施設整備担当課長兼務) ●学校支援課 (⇒地域・学校協働担当課長へ)	学校運営担当部長 (⇒名称変更) ●学校運営課 (⇒学校整備課名称変更) ◆経理係 (⇒庶務課経理係より) ○学校整備担当課長
	●学務課 (事務局次長より)
生涯学習担当部長 ●生涯学習推進課 ●中央図書館	共創教育担当部長 (⇒名称変更) ●地域の学び推進課 (⇒生涯学習推進課名称変更) ○地域・学校協働担当課長 (⇒学校支援課より) ●中央図書館

① 教育総務課（旧課名：庶務課）

※下線は R8 の主な変更点です

（Ⅰ）組織改正の概要と目的

① 課名の変更、「教育企画担当係長」新設

これまでの庶務的業務だけでなく、教育委員会全体を俯瞰し、新たな教育施策の企画・立案等の対応を柔軟に行い得る組織を構築するため、課名を「教育総務課」と改称するとともに、法規担当係長・計画担当係長を廃止し「教育企画担当係長」を新設します。

② 経理係、教職員系の課移動

教育委員会事務局全体の効率的な執行体制を確保する観点から、経理係は学校整備課（「学校運営課」に改称）へ移行し、教職員係は教育人事・指導課へ移行します（係名は「教職員厚生係」に改称）。

（Ⅱ）各係の主な業務

① 庶務係

教育委員会事務局の庶務、教育委員会等の運営 他

② 教育企画担当係長

教育施策の企画、立案及び総合調整、教育委員会に係る広報等、教育委員会関係条例・規則等、学校法律相談、いじめ問題対策委員会、新しい学校づくり 他

③ 学校 ICT 係

区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理、教職員の I C T 活用に係る研修等 他

①、②は教育総務課長、③は学校 ICT 担当課長の担当事務。

② 教育人事・指導課

(1) 組織改正の概要と目的

① 「学校問題支援担当課長」新設

令和7年度に学校問題対応支援係を新設し、教育職の統括指導主事を配置しましたが、学校における円滑な初期対応や関係部署との情報連携など、緊急性の高い案件に対し、より迅速に取り組める組織体制を構築するため、「統括指導主事」を廃止し「学校問題支援担当課長」を新設します。

② 教職員系の課移動

教育委員会事務局全体の効率的な執行体制を確保する観点から、旧庶務課教職員係を教育人事・指導課に移行します（係名は「教職員厚生係」に改称）。

(2) 各係の主な業務

① 教育人事係

教職員及び指導主事の身分取扱い、教育管理職の研修、区立学校における庶務事務システムの運用及び管理 他

② 人事企画担当係長

学校教育職員（区費教員）・幼稚園教育職員の人事制度の企画及び立案、任免、人事 他

③ 教職員厚生係（旧庶務課教職員係）

区立学校に勤務する職員及び指導主事の給与、公務災害、被服貸与、区立学校の労働安全衛生、教職員住宅の管理 他

④ 学校問題対応支援係〈CEDAR〉

区立学校における安全指導及び生活指導、区立学校における課題解決支援、教育SAT事業、いじめ問題に関すること

①～③は教育人事・指導課長、④は学校問題支援担当課長の担当事務。

③ 多様な学び支援課（旧課名：特別支援教育課）

（１）組織改正の概要と目的

① 課名の変更

「共生社会の実現」や「インクルーシブ教育システムの構築」の理念を踏まえ、誰一人取り残されない包摂的な教育の実現を目指す多様な学びの場を整備、推進する組織とするため、「特別支援教育課」の名称を「多様な学び支援課」に改称します。

② 「教育相談担当課長」所掌事務の移行、課長名等の改称

近年、児童・生徒の多様な個性や特性が顕在化する中で、教育相談や就学相談など、学びに関わる相談機能を一本化し、複合的かつ多様な相談内容に対応できる支援体制を構築するため、済美教育センター「教育相談担当課長」担当事務（教育相談係及び学びの多様化学校設置準備担当係長所掌事務）を、多様な学び支援課に移行します。

また、不登校児童・生徒への支援においては、相談のみならず、「学びの場」や「他者とのつながりをもつ場」の提供が重要であるとの認識のもと、教育的支援と居場所づくり、関係機関との連携等を推進する役割を明確化するため、「教育相談担当課長」を廃止し「学びとつながり担当課長」を新設します。また、「就学支援相談係」「（済美教育センター）教育相談係」を廃止し、「相談事業係」「教育・就学相談担当係長」「学びとつながり推進係」「学びとつながり推進担当係長」を新設します。

（２）各係の主な業務

① 管理係 ※計画係から改称

特別支援教育の推進 他

② 相談事業係

教育相談事業の企画・調整及び運営

③ 教育・就学相談担当係長

教育・就学相談、心理相談、知能検査、特別支援学校（学級）等の学級編制、入級調整 他

④ 学びとつながり推進係

不登校対策の実施及び支援、不登校対策の企画及び調整、適応指導教室に関すること

⑤ 学びとつながり推進担当係長

区立学校における課題解決支援

⑥ 学びの多様化学校設置準備担当係長

学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整

⇒①～③は多様な学び支援課長、④～⑥は学びとつながり担当課長の担当事務。

④ 学校運営課（旧課名：学校整備課）

（１）組織改正の概要と目的

① 課名の変更、経理系の移行等

業務の関連性等を勘案した教育委員会事務局内の組織再編の一環として、学校運営管理の一体化を行うことを目的に、旧庶務課経理系を移行するとともに、旧庶務課教職員係が担当していた校門警備や用務委託の業務を移管します。

このことに伴い、業務内容との整合性を図り、「学校整備課」の名称を「学校運営課」に改称します。

（２）各係の主な業務

① 教育施設計画係

区立学校施設等の改築計画、区立学校の設置及び廃止、教育施設の建設計画に関すること 他

② 教育施設計画推進担当係長

区立学校施設等の改築 他

③ 教育施設整備係

区立学校施設の整備、エコスクールの整備、教育財産の管理、区立学校施設の使用承認 他

④ 経理係

区立学校予算の令達及び経理事務等に関すること 他

⑤ 学務課

（１）組織改正の概要と目的

① 所掌事務を担当する部長の変更

教育委員会事務局次長、担当部長の担当事務の平準化を図るため、これまで次長が担当していた学務課が所掌する事務を、「学校運営担当部長（「学校整備・支援担当部長」から改称）」の担当事務とします（「学務課」組織等には変更無し）。

（２）各係の主な業務

① 学事係

児童・生徒の就学、区立学校通学区域、出席簿・卒業証書等の様式、学級編制、校外教育（宿泊を伴うもの）、通学路の指定及び安全対策に関すること 他

② 就学奨励担当係長

児童・生徒の就学奨励、奨学資金、選定療養費の補助に関すること

③ 保健給食係

区立学校の保健衛生、区立学校職員等の健康診断、学校給食、食育の推進 他

④ 学校給食費担当係長

学校給食費の収納及び管理

⑤ 公会計化準備担当係長

学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整

⑥ 児童健康支援担当係長

児童の健康教育、小児生活習慣病予防検診にすること

⑥ 地域の学び推進課（旧課名：生涯学習推進

課、学校支援課）

（１）組織改正の概要と目的

① 課名の変更、「地域・学校協働担当課長」新設等

平成 29 年の社会教育法改正により、教育委員会の事務として「地域学校協働活動」が規定され、社会教育における学習の成果を活用した学校・地域における活動が全国的に推奨されています。

杉並区においては、学校支援課の前身となる教育改革推進課の設置以降、全国に先駆けて様々な施策を推進してきたところですが、高齢化や人口減少が進行する中で、学校を地域が支援する関係から、地域と学校が協働し教育課題を共に解決する関係への転換が求められています。

そこで、社会教育の機能を活用し、地域の多様な人材と学校が連携して、共通の目標を共有しながら、教育活動への参画を一層推進するため、「生涯学習推進課」を「地域の学び推進課」に改称するとともに、学校支援課を廃止し、地域の学び推進課内に地域学校協働活動に関する事務を所掌する「地域・学校協働担当課長」を新設します。併せて、「副参事（子どもの居場所づくり担当）」所掌事務を、同課内に移行します。

② 「地域・学校協働係」新設、学校支援課所掌事務の移行等

学校支援課の廃止に伴い「学校支援係」、「家庭・地域教育担当係長」を廃止し、分掌事務を、新設する「地域・学校協働係」へ移管します。

また、「新しい学校づくり担当係長」を廃止し、分掌事務の一部を「教育総務課教育企画担当係長」へ移管します。

学校支援課の他の各担当係長の所掌事務は、地域の学び推進課へ移行します。

（２）各係の主な業務

① 管理係

社会教育の施策に係る計画及び調整、社会教育委員に関すること 他

② 社会教育推進担当係長

生涯学習活動支援に関すること

③ 文化財係

文化財の保護、保存及び活用、調査及び記録に関すること 他

④ 地域・学校協働係

学校運営協議会、学校支援本部等の運営、中学生レスキュー隊、学校サポーター、家庭教育、青少年委員、PTA 等に関すること 他

⑤ 教育連携担当係長

家庭・地域・学校の連携推進に関すること

⑥ 事業調整担当係長

社会体育に係る区長部局との連絡調整に関すること

⑦ 部活動改革担当係長

部活動の地域移行、部活動の支援に関すること

⑧ 子どもの居場所づくり担当係長

区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること

⑨ 学校開放担当係長

区立学校開放事業、区立学校施設の使用承認（短時間使用）、学びのプラットフォーム（他の課等に属するものを除く）に関すること

⑩ 社会教育センター

（省略）

⑪ 郷土博物館、事業企画担当係長

（省略）

①～③、⑩、⑪は地域の学び推進課長、④～⑦、⑨は地域・学校協働担当課長、⑧は副参事（子どもの居場所づくり担当）の担当事務。

⑦ 済美教育センター

(1) 組織改正の概要と目的

① 「教育相談担当課長」所掌事務の移行

既述のとおり「教育相談担当課長」担当事務を、多様な学び支援課に移行します。

(2) 各係の主な業務

① 管理係

センター施設管理、教科書その他教材の取扱い、指導要録様式、教科書採択・無償給与、帰国・外国人児童生徒教育、区立学校教育関係団体、連合事業 他

② 学校図書館支援担当係長

学校図書館支援、学校の読書教育活動支援、学校司書の研修、教育図書館 他

③ 教育指導係

区立学校の経営計画及び教育課程、学習指導及び進路指導、区立学校の休業、教職員・指導主事の研修、学校評価及び第三者評価、調査研究及び研究指定、国際理解教育、小中一貫教育の推進、国内外交流事業 他

⑧ 就学前教育支援センター

(1) 組織改正

なし

(2) 主な業務

幼保小連携教育の推進、就学前教育に関する研修等、区立子供園の教育課程・教育的支援・指導要録の様式に関すること 他

⑨ 中央図書館

(1) 組織改正

なし

(2) 主な業務

(省略)